

消費税率引上げに伴う「增收分」の使い道について（令和2年度決算）

平成26年4月より消費税率が5%から8%（国6.3%、地方1.7%）、令和元年10月より消費税率が8%から10%（国7.8%、地方2.2%）に引き上げられ、引き上げに伴う增收分は、地方税法により社会保障に関する経費に活用することとされました。

千葉市の令和2年度決算では、税率引き上げに伴う增收額は 108億5,400万円となり、社会保障に関する経費 732億円（一般財源分）の一部として活用しています。

主な新規・拡充事業として、児童家庭支援センターの増設、生活支援コーディネーターの増員、基幹相談支援センターの設置、特定不妊治療費助成、不育症検査費助成などがあります。

地方消費税交付金 217億200万円

うち消費税引き上げに伴う增收額 108億5,400万円

社会保障に関する経費732億円（一般財源）

主な新規・拡充施策

①児童福祉

- 子ども子育て支援給付
- 子育て支援施設等利用給付
幼児教育・保育の無償化や保育士の処遇改善経費を含む
- 子どもルーム運営 指導員の処遇改善など
- 児童虐待への対応【拡充】
児童家庭支援センターの増設
3か所 → 4か所

②高齢者福祉

- 生活支援体制【拡充】
生活支援コーディネーターをあんしんケアセンター単位に配置
5センター → 11センター

③障害者福祉

- 障害者介護給付、障害児通所給付
障害者や障害児のサービス利用に係る費用の一部を市が負担
- 障害者相談支援【拡充】
基幹相談支援センターの設置(6か所)など

④感染症予防対策

- 特定不妊治療費助成【拡充】
採卵を伴う治療費助成額を引上げ
- 不育症検査費助成【新規】
早期受検を促すため検査費を助成

(注) 上記の社会保障に関する経費には、以下の経費は含まれておりません。

- ・社会保障関係施設等に関する投資的経費、公債費
- ・社会保障関係施策に関してサービスを提供する市の職員人件費（保育所保育士等）